

福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価準備書の 縦覧について

国土交通省大阪航空局及び九州地方整備局は、福岡市環境影響評価条例の規定に基づき、「福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）」をとりまとめ、以下のとおり縦覧いたします。

- 1 縦覧期間は、平成29年7月25日から平成29年8月24日までです。ただし、福岡市和白地域交流センター及び福岡市立東市民センターは7月31日を除き、国土交通省の各所及び福岡市東区役所は土曜日、日曜日、祝日を除きます。
- 2 縦覧場所は、以下のとおりです。
 - ・ 国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課
 - ・ 国土交通省大阪航空局福岡空港事務所総務部総務課
 - ・ 国土交通省九州地方整備局港湾空港部空港整備課
 - ・ 国土交通省九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所
 - ・ 福岡市役所情報プラザ
 - ・ 福岡市東区役所企画振興課
 - ・ 福岡市立東市民センター
 - ・ 福岡市和白地域交流センター（コミセンわじろ）
- 3 縦覧時間は、9時00分から16時30分までです。
- 4 縦覧の場所には、「準備書」、「同要約書」、「準備書のあらまし」の縦覧物のほかに、「縦覧について（資料1）」、「意見書の提出について（資料2）」、「意見書様式」、「説明会の開催について（資料3）」を設置しております。
- 5 縦覧は、所定の場所で行うものとし、縦覧物の所定の場所以外への持出し、貸出しは禁止いたします。
- 6 準備書、同要約書及び準備書のあらまきは、大阪航空局ホームページでも公表しております。
大阪航空局ホームページ：<http://ocab.mlit.go.jp/top/>
- 7 準備書、同要約書及び準備書のあらましの複写については、縦覧場所では対応しておりません。必要に応じて、大阪航空局ホームページよりダウンロードしてください。

8 準備書、同要約書及び準備書のあらましの縦覧に関するご質問については、大阪航空局空港部空港企画調整課、又は、九州地方整備局港湾空港部福岡空港整備推進室にお問い合わせください。

- ・ ヘリコプターの運航、飛行場の施設の供用に係るもの

国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課

〒540-8559

大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第四号館

電話 06-6949-6469

時間 午前9時30分～午後5時00分

- ・ 工事の実施、飛行場の存在に係るもの

国土交通省九州地方整備局港湾空港部福岡空港整備推進室

〒810-0074

福岡県福岡市中央区大手門2丁目5番33号

博多港湾・空港整備事務所3階

電話 092-752-4369

時間 午前9時30分～午後5時00分

福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価準備書に対する 意見書の提出について

- 1 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する方は、どなたでも意見書を提出することができます。
- 2 意見書は、環境の保全の見地からの意見及びその理由を併せて記載してください。なお、外国語による場合は、日本語訳を付してください。
- 3 提出者は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載してください。
- 4 意見書を提出する場合は、別添の所定様式（福岡市環境影響評価条例施行規則 様式第5号）を使用して提出してください。
- 5 意見書の様式は、縦覧場所に備え付けの配布用紙、又は、大阪航空局ホームページよりダウンロードしてご利用ください。なお、説明会の会場でも意見書様式を配布いたします。
- 6 意見書の提出方法は、持参、郵送、FAXのいずれかの方法で提出してください。
- 7 意見書の提出期限は、平成29年9月7日までです。持参、FAXによる提出は、9月7日の16時30分までとなります。また、郵送の場合は、9月7日の消印まで有効となります。

提出先（下記のいずれかに提出してください）

〒540-8559

大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第四号館

国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課 宛

電話 06-6949-6469 FAX 06-6949-6218

〒810-0074

福岡県福岡市中央区大手門2丁目5番33号 博多港湾・空港整備事務所3階

国土交通省九州地方整備局港湾空港部福岡空港整備推進室 宛

電話 092-752-4369 FAX 092-724-2472

- 8 準備書、同要約書及び準備書のあらましは、大阪航空局ホームページでも公表しております。

大阪航空局ホームページ：<http://ocab.mlit.go.jp/top/>

様式第5号

意見書

平成29年 月 日

国土交通省大阪航空局長 干山 善幸 殿
国土交通省九州地方整備局長 増田 博行 殿

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

福岡市環境影響評価条例 第8条 方法書
第17条 の規定により、 準備書 についての意見書を提

出します。

方法書又は準備書の名称	福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価準備書
-------------	---------------------------

意見項目	環境の保全の見地からの意見及びその理由

- 備考 1 根拠規定のうちいずれか該当するもの及び方法書又は準備書のいずれか該当するものに○をしてください。
2 意見書には、意見のある項目を挙げ、その項目ごとに環境の保全の見地からの意見及びその理由を記入してください。
3 意見書を別紙に継続する場合は、順番が分かるようにしてください。

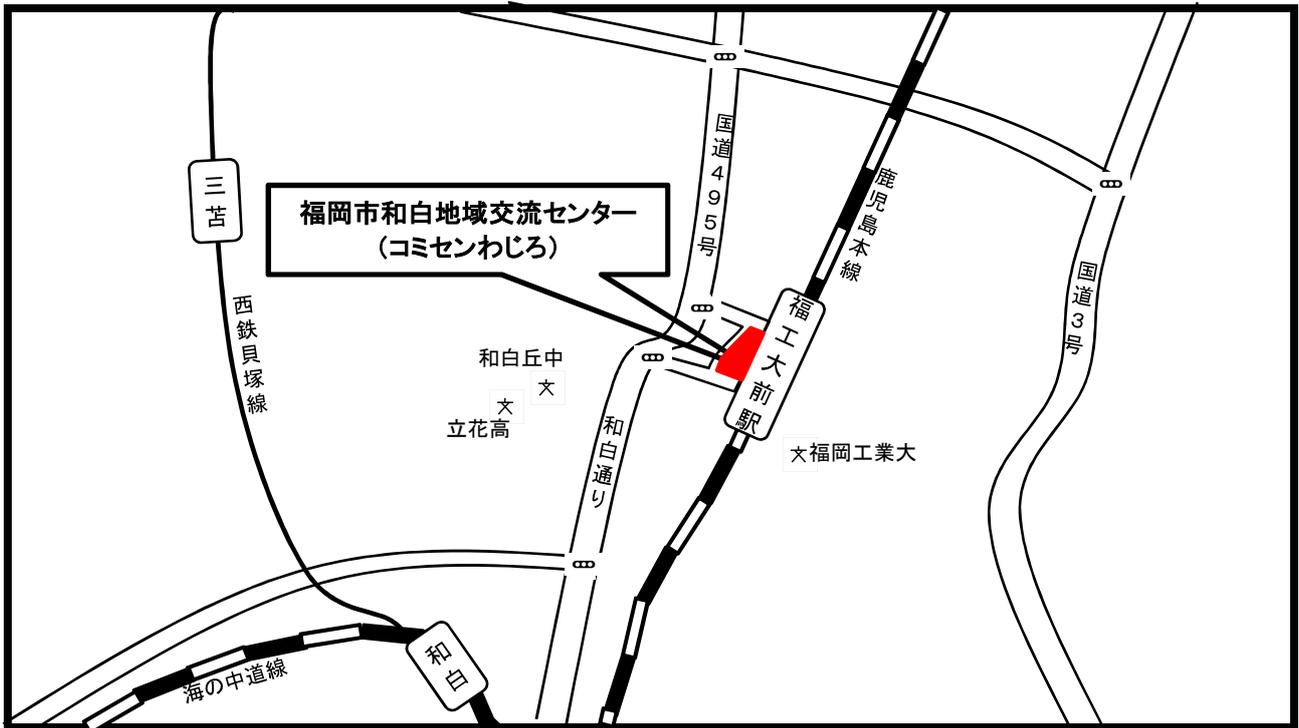
福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価準備書の 説明会の開催について

- 1 準備書の説明会は、福岡市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価の結果を周知するために開催するものです。
- 2 説明会は、対象事業実施区域がある福岡市東区と、どなたでも参加いただけるよう福岡市役所にて開催いたします。
- 3 説明会の日時及び場所は以下のとおりです。(別添地図参照)
 - ① 平成29年8月5日(土) 14:00～ (2時間程度)
福岡市和白地域交流センター(コミセンわじろ)5階 多目的ホール
収容人数200名程度
(駐車場:お車でお越しの際は、福工大前駅立体駐車場をご利用ください。駐車券を2F受付に提示すると4時間まで無料でご利用いただけます。)
 - ② 平成29年8月6日(日) 10:00～ (2時間程度)
福岡市役所行政棟15階 講堂
収容人数200名程度(駐車場はございません。)
 - ③ 平成29年8月6日(日) 15:00～ (2時間程度)
福岡市奈多公民館1階 講堂
収容人数100名程度(駐車場はございません。)
- 4 説明会は、居住地に関係なくどなたでも参加することができます。
- 5 説明会に参加する場合は、開催日時に会場へお越しください。事前に申込はございません。但し、会場の収容人員には限りがございますのでお早めにお越しください。
- 6 福岡市役所及び奈多公民館には駐車場がございません。また、交通混雑を避けるためにも、できる限り公共交通機関をご利用ください。
- 7 質問は、準備書の内容に関する質問に限らせていただきます。また、ご意見については、意見書の提出により述べるができることとなっておりますので、意見書様式に記入していただき提出をお願いします。
- 8 説明会の会場内において、説明会参加者が以下の事項について遵守されない場合は、退室をお願いすることがありますので御了承ください。
 - (1) 発言は、司会者の指示に従ってください。できるだけ多くの方に質問してい

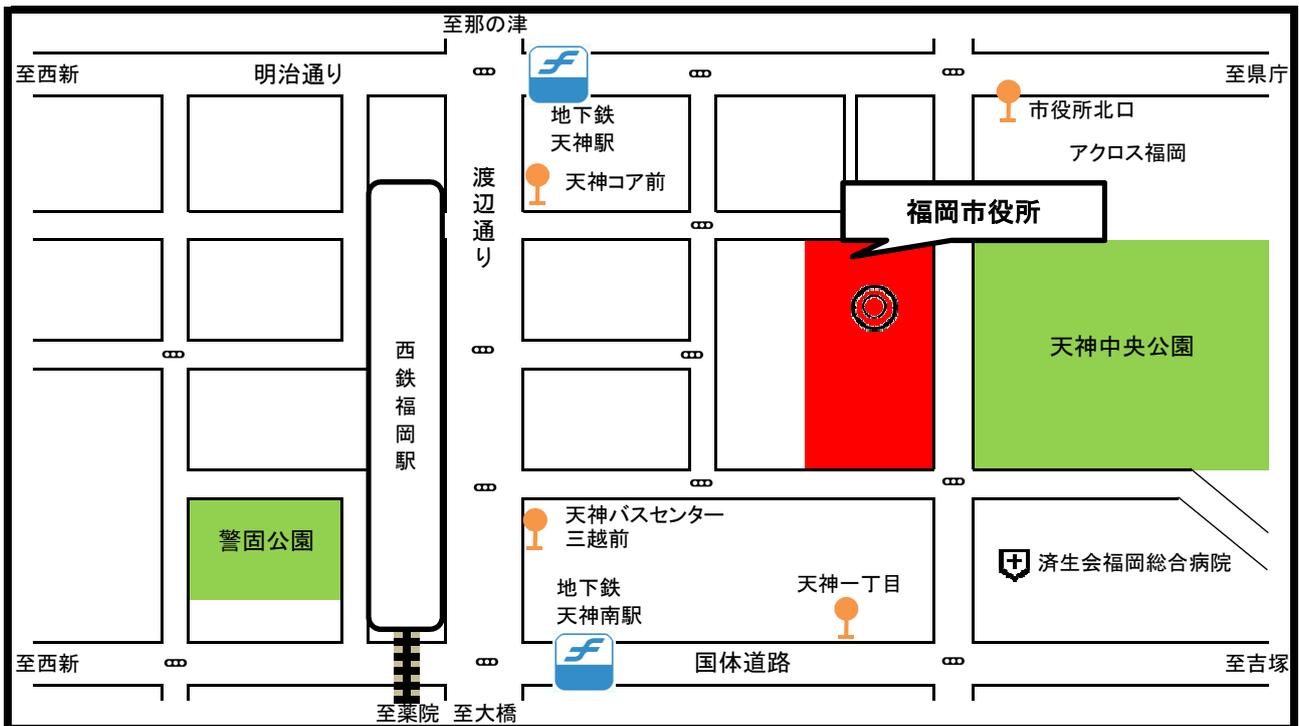
ただくため、発言回数、発言時間を制限させていただく場合がございます。

- (2) ビラ等の配布や暴言などの行為は行わないでください。
- (3) 携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定してください。
- (4) 会場内は禁煙です。喫煙は、所定の場所をお願いします。
- (5) その他、会場の秩序を乱す行為はしないでください。

福岡市和白地域交流センター(コミセンわじろ)



福岡市役所



福岡市奈多公民館

